

保護者の皆様へ

葛飾区立学校給食費の無償化について

葛飾区は、区立の小・中学校の設置者として学校給食を安定的に提供することにより、児童・生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的に、令和5年4月から学校給食費の無償化を実施しています。

- 1 対象者
葛飾区立の小・中学校に在籍し給食提供を受ける児童・生徒の保護者
※食物アレルギー対応等で弁当を持参する場合、弁当代は本補助の対象外となります。
- 2 手続き方法
本チラシをお読みいただき、**区立小・中学校に入学又は転入した際に『葛飾区立小・中学校給食費補助金同意書兼委任状』**（以下、「委任状」という。）を在籍する学校に提出してください。
※委任状は、**児童・生徒1人につき1枚**提出が必要です。
※区立学校間で転校した場合は、転校先の学校に委任状を再度提出してください。

令和5年度に既に提出された委任状は、令和6年度以降も、その学校に在籍している期間は有効なものとして取り扱います。
委任の取下げを希望する場合は、学校長へお申し出ください。

- 3 補助の方法
保護者からの委任を受け、月毎に各学校長が区へ補助金交付を申請します。
申請内容を審査後、学校給食費相当の補助金を区が各学校長に交付します。そのため、委任状を提出した保護者は学校長に給食費を支払う必要はありません。

委任状の提出がない場合、学校給食費は保護者負担となります。

4 補助金額（月額）

小学生			中学生
低学年	中学年	高学年	
4,800円	5,300円	5,700円	6,300円

5 提出期限

令和6年4月10日(水)までに学校へ提出してください。

令和5年度に既に委任状を提出した在校生は、提出不要です。
在籍する学校から別途提出期限の指示があった場合は、指示された提出期限までに提出をお願いします。

6 委任状記入にあたっての注意点

葛飾区立小・中学校給食費補助金の交付申請に必要であり、葛飾区立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に委任状を提出していただく必要があります。また、葛飾区長により決定された葛飾区立小・中学校給食費補助金の請求に関する権限が、葛飾区教育委員会事務局学務課長に委任されます。

対象児童・生徒
児童・生徒
氏名
学校 葛飾区立 学校

年月日

葛飾区長 宛て
住所
保護者氏名

※ 対象児童・生徒の保護者が自署してください。
葛飾区立双葉中学校の夜間学級に通う18歳以上の生徒は、生徒自署してください。
※ 同意及び委任をされない場合は、補助金の交付ができません。

対象となる児童・生徒の氏名と在籍する学校名を記入してください

令和6年4月1日より後の日付としてください

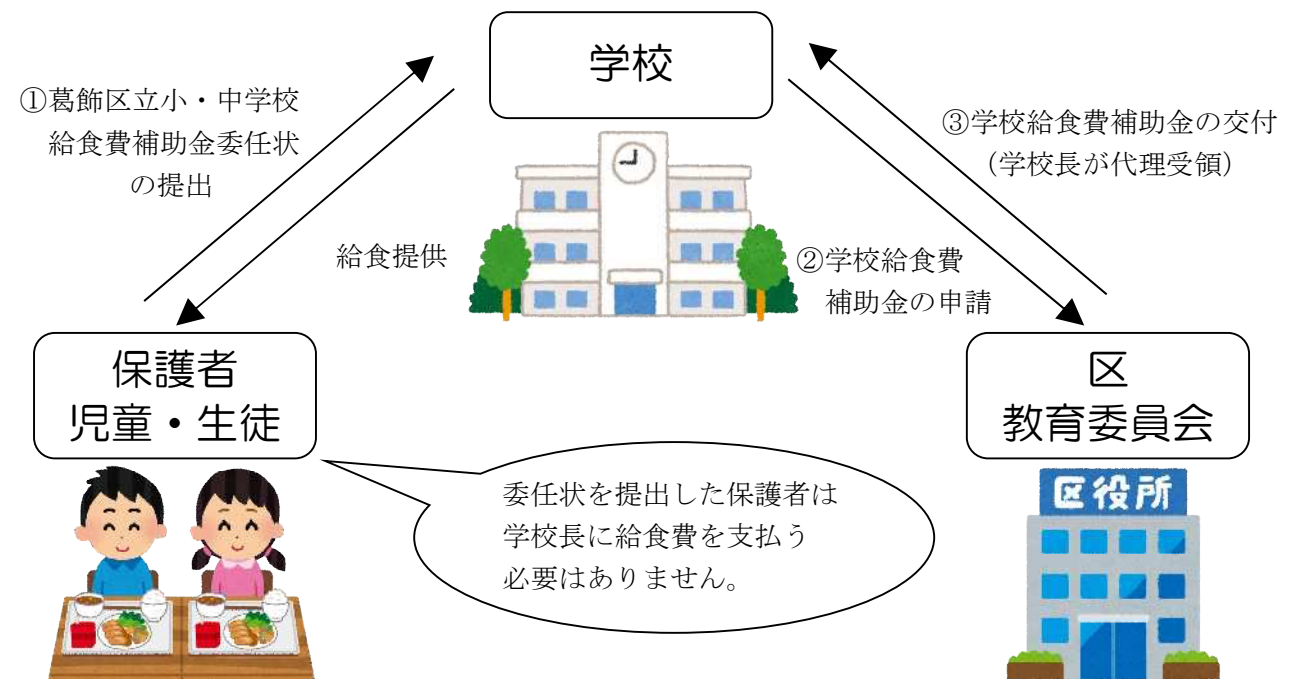
保護者の住所と氏名を記入してください（押印不要）

- ※ボールペンなどの消せないペンで記載してください（鉛筆使用不可）。
- ※誤って記入した場合は、二重線を引いて訂正してください（修正液・テープ使用不可）。
- ※記入後はそのまま提出してください（切り取りなどはしないでください）。
- ※委任状は区ホームページからダウンロードできます。委任状をなくした場合や記入内容を誤った場合は、印刷してご活用ください。

7 その他

就学援助・就学奨励の申請を予定されている方も委任状の提出が必要です。
生活保護を受給されている方も委任状の提出をお願いします。
給食を調理する人件費や施設整備費、光熱水費などは、引き続き区が負担します。

《無償化後の学校給食費の支払いの流れ》



【お問合せ先】

葛飾区教育委員会事務局学務課給食保健係（葛飾区役所 本館4階 428番窓口）

電話：（直通）03（5654）8461～3

区ホームページ（委任状がダウンロードできます）はこちら→

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kosodate/1000057/1002476/1028742.html>

